

(別記)

「化粧品等の使用上の注意」の対応について

■ 染毛料（化粧品）

染毛料（化粧品）（以下、染毛料）は「局長通知」の対象です。「局長通知」に則り、使用上の注意への対応をお願いいたします。

なお、一般消費者の誤解を避けるために、「黒ずみ（製品による汚れを除く）」等の説明を加えることができます。

■ 染毛剤／非酸化染毛剤／脱色・脱染剤（医薬部外品）

染毛剤／非酸化染毛剤／脱色・脱染剤（医薬部外品）（以下、染毛剤等）は、現時点では「局長通知」の対象外です。

<補足説明>

- ・ 染毛料（化粧品）の使用上の注意における、「(1)使用中、赤み、はれ、かゆみ、刺激、色抜け（白斑等）や黒ずみ等の異常があらわれた場合」の「黒ずみ」について一般消費者が「使用上の注意に記載されている黒ずみ」と「染毛料が地肌に付着して生じる黒ずみ（地肌汚れ）」を混同し誤解を招くおそれがあります。各会員の判断で、「黒ずみ」の直後に括弧書きで説明を加えることができますが、「黒ずみ」という文言を削除することはできません。

以上